

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号
手続名	障害物の移転等	根拠条項	第119条
処分基準	<p>土地改良事業の施行に係る地域内にある物件を移転し、除去し、又は取り壊さなければ、土地改良事業の施行の障害となる場合であつて、当該移転等が必要やむを得ないものであると認められるとき。</p>		
	<p>1 聴聞の実施 弁明の機会の付与</p>	<p>処理 機関 農地整備課</p>	<p>交付 機関 農地整備課</p>
対応区分		目次	23